第80号(R5年度 第7号)

二広島市消費生活センターだより

海産物の電話勧誘 ドラブルを注意!



事 例

北海道の業者を名乗り「以前購入された方に電話をしています。日本の海産物が海外で問題になっていて売れないので助けてください」と電話があった。2万円と言われて断り切れず注文したが、届いたものは2万円とは思えないひどく粗末なものだった。

アドバイス

- 「以前購入してもらったことがある」「海産物が売れなくて困っている」と消費者の善意や同情心に付け込む手口が増えています。不要な場合はきっぱりと断りましょう。
- 電話勧誘を受けて契約をした場合は、クーリング・オフが可能です。契約書面に従って通知を出しましょう。また、断ったのに一方的に商品を送り付けられた場合は、受け取る必要はなく、代金を支払う必要はありません。
- カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。

困ったときは、一人で悩ます広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター 2082-225-3300

相談無料 秘密厳守 です

開館時間:10時~19時 休館日:毎週火曜日、12月29日~1月3日 〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月~金曜日 9時~17時(12月29日~1月3日と祝日は休館))

